

議案第 1 0 3 号

新座市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新座市水道事業給水条例（昭和 3 7 年新座市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改

正

後

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 〔略〕

2 給水装置の新設工事及び水道メーターの口径が増径となる改造工事の申込みは、次に掲げる区分による額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。次項及び第22条において同じ。）を加えた額を分担金として納付しなければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額。ただし、引き続き2年以上本市に居住する者が自ら使用するために設置する場合に限り、メーター口径13ミリメートル81,500円、メーター口径20ミリメートル175,000円とする。

水道メーター口径	分担金（1給水装置につき）
13ミリメートル	163,000円
20ミリメートル	350,000円
25ミリメートル	738,000円
30ミリメートル	1,213,000円
40ミリメートル	2,213,000円
50ミリメートル	3,938,000円
75ミリメートル	9,100,000円
100ミリメートル	20,250,000円
〔略〕	

(2) 〔略〕

3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める集団住宅（以下「集団住宅」という。）の分担金は、1戸につき350,000円に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、各戸にメーターが設置されるときは、メーターの口径に対応する前項で定める額とする。

(料金)

第22条 料金は、基本料金と水量料金との合計額に消費税等相当額を加えた額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(基本料金)

第22条の2 基本料金は、使用水量の有無にかかわらず、開栓中の給水装置のメーター口径の大きさに応じ1か月につき次に掲げる額とする。

水道メーター口径	基本料金
13ミリメートル	550円
20ミリメートル	790円
25ミリメートル	2,190円
30ミリメートル	4,380円
40ミリメートル	9,150円
50ミリメートル	17,100円
75ミリメートル	46,400円
100ミリメートル	73,500円
〔略〕	

2 〔略〕

(水量料金)

第22条の3 水量料金は、使用水量区分に応じ1か月につき次に掲げる額とする。

使用水量	水量料金（1立方メートルにつき）
1立方メートルから10立方メートルまでの分	70円

改

正

前

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 [略]

2 給水装置の新設工事及び水道メーターの口径が増径となる改造工事の申込みは、次に掲げる区分による額に100分の110を乗じて得た額を分担金として納付しなければならない。

(1) 新設工事

メーターの口径に応じ次に掲げる額。ただし、引き続き2年以上本市に居住する者が自ら使用するために設置する場合に限り、メーター口径13ミリメートル80,000円、メーター口径20ミリメートル120,000円とする。

水道メーター口径	分担金（1給水装置につき）
13ミリメートル	120,000円
20ミリメートル	210,000円
25ミリメートル	420,000円
30ミリメートル	720,000円
40ミリメートル	1,460,000円
50ミリメートル	2,910,000円
75ミリメートル	8,240,000円
100ミリメートル	16,200,000円
[略]	

(2) [略]

3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める集団住宅（以下「集団住宅」という。）の分担金は、1戸につき210,000円に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、各戸にメーターが設置されるときは、メーターの口径に対応する前項で定める額とする。

(料金)

第22条

料金は、基本料金と水量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(基本料金)

第22条の2

基本料金は、使用水量の有無にかかわらず、開栓中の給水装置のメーター口径の大きさに応じ1か月につき次に掲げる額とする。

水道メーター口径	基本料金
13ミリメートル	470円
20ミリメートル	670円
25ミリメートル	1,800円
30ミリメートル	3,600円
40ミリメートル	7,500円
50ミリメートル	14,000円
75ミリメートル	38,000円
100ミリメートル	60,000円
[略]	

2 [略]

(水量料金)

第22条の3

水量料金は、使用水量区分に応じ1か月につき次に掲げる額とする。

使用水量	水量料金（1立方メートルにつき）
1立方メートルから10立方メートルまでの分	58円

10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>110円</u>
20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>140円</u>
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>190円</u>
100立方メートルを超える分	<u>240円</u>

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時用に水道を使用する場合は、1立方メートルにつき350円とする。

(集団住宅の料金)

第22条の4 前2条の規定にかかわらず、1個のメーターを2戸以上で使用する集団住宅の料金は、水道使用者等の申請に基づき市長が必要と認めるときは、1か月につき、基本料金にあつては790円(昭和50年9月30日までに設置された集団住宅の場合は、550円)に戸数を乗じて得た額と、水量料金にあつては次に掲げる額とすることができる。

使用水量	水量料金(1立方メートルにつき)
1立方メートルから10立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの分	<u>70円</u>
10立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え20立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの分	<u>110円</u>
20立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え50立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの分	<u>140円</u>
50立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え100立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの分	<u>190円</u>
100立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える分	<u>240円</u>

(料金の算定)

第23条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。次項において同じ。)にメーターの点検を行い、その使用水量を各月均等とみなして算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長はこれを変更することができる。

- 2 [略]

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書による払込み、集金、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により2か月分まとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	<u>90円</u>
20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>110円</u>
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>150円</u>
100立方メートルを超える分	<u>190円</u>

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時用に水道を使用する場合は、1立方メートルにつき290円とする。

(集団住宅の料金)

第22条の4 前2条の規定にかかわらず、1個のメーターを2戸以上で使用する集団住宅の料金は、水道使用者等の申請に基づき市長が必要と認めるときは、1か月につき、基本料金にあつては670円(昭和50年9月30日までに設置された集団住宅の場合は、470円)に戸数を乗じて得た額と、水量料金にあつては次に掲げる額とすることができる。

使用水量	水量料金(1立方メートルにつき)
1立方メートルから10立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの分	<u>58円</u>
10立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え20立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの分	<u>90円</u>
20立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え50立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの分	<u>110円</u>
50立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え100立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの分	<u>150円</u>
100立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える分	<u>190円</u>

(料金の算定)

第23条 料金は、隔月定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その使用水量をもつてその日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長はこれを変更することができる。

- 2 [略]

(料金の徴収方法)

第27条 料金は納額告知書又は集金の方法により2カ月分まとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新座市水道事業給水条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水装置の新設工事又は水道メーターの口径が増径となる改造工事の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。ただし、改正前の新座市水道事業給水条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定により分担金を納入した者が、令和 8 年 9 月 3 0 日までに竣工しない場合は、改正後の新座市水道事業給水条例第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定による分担金との差額を徴収する。
- 3 改正後の新座市水道事業給水条例第 2 2 条から第 2 2 条の 4 までの規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から令和 8 年 5 月 3 1 日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

分担金及び水道料金の額を改定したいので、この案を提出するものである。